石川県労働委員会に相談したい！

オンライン労働相談のご案内

相談無料

秘密厳守

石川県労働委員会では、オンラインによるあっせん制度などに関する労働相談を受け付けています！

例えば、このような場合に石川県労働委員会へご相談ください！

- ●あっせん制度って何？
- ●申請したいけど、申請方法を教えて
- ●どのようにあっせん手続きが進むの？
- ●どうやって解決するの？

労働者個人・使用者からの相談例

- ◆会社から何の説明もなく解雇された
- ◆一方的に給料やボーナスが引き下げられた
- ◆上司からパワハラを受けて悩んでいる
- ◆従業員が配転・出向命令に応じてくれない

労働組合からの相談例

- ■労働条件などについての団体交渉が行き詰まった
- ■労働協約を締結したいが、交渉が進まない
- ■会社内での組合活動を会社が許可してくれない
- ■会社に団体交渉を求めたが拒否された

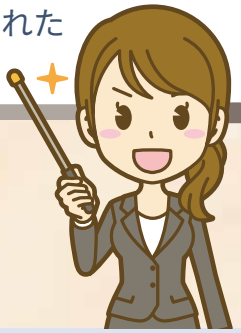

オンラインによる労働相談のお申し込みなど、詳しくは裏面をご覧ください！

石川県労働委員会事務局
石川県金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎18階）
076-225-1881
ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp

石川県労働委員会

オンライン相談を利用できる方

●石川県内に所在する事業所で勤務している労働者およびその使用者

●石川県内の労働争議の当事者（労働組合および使用者）

ご準備いただくもの

●PC、スマートフォン、タブレットのいずれか
※Webカメラ、マイク、スピーカーが内蔵されていない場合は、外付け機器をご用意ください。

●メールアドレス
※「@pref.ishikawa.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

オンライン相談ご利用の流れ

◆石川県の相談機関
職業能力開発プラザ
076-261-1400

労働に関するトラブル発生 → 職業能力開発プラザ等で相談 → 労働者等からメールでオンライン相談の申込み → 労働委員会からオンライン相談の日時やURLなどを連絡 → 指定した日時にオンラインによる労働相談実施 → あっせん等の申請 / 解決 他の機関を利用など

◆トラブルの例
労働者個人・使用者
　パワハラ、解雇、給料引下げ、配置転換
労働組合
　団体交渉不調、不誠実交渉、不利益取扱い

◆申込方法
右のQRコードをスマートフォンなどで読み取るか、「石川県労働委員会 オンライン相談」で検索してオンライン相談説明・申込みサイトにアクセスしてください。

石川県労働委員会 オンライン相談

オンライン相談
説明・申込みサイト

◆申込先
ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp

オンライン相談ご利用にあたっての留意事項

オンライン相談にあたっては、下記の事項にご留意ください。オンライン相談への申し込みをもって、下記事項を了承したのとみなされます。

①オンライン相談ができるのは、石川県内に所在する事業所で勤務している労働者およびその使用者、石川県内の労働争議の当事者（労働組合及び使用者）です。
②オンライン相談の予約は3営業日前までとなります。
③希望する相談日時に対応できない場合は、別の日時を提示して調整をお願いすることがあります。
④1回の相談時間は45分を目安とします。
⑤第三者に相談内容が聞こえることのないよう、プライバシーを確保できる場所から接続してください。
⑥相談中の録画・録音や相談内容の流用・転載（ブログ、SNSなどへの投稿を含む）はお断りします。
⑦相談者が使用するPC、スマートフォン、ネットワーク機器などは、セキュリティ対策を講じてください。
⑧相談者が使用する機器、セキュリティ対策、通信などにかかる費用は相談者が負担してください。
⑨労働組合法、労働関係調整法などの労働関係法令に違反しているかどうかは回答できません。
⑩相談者の個人情報については、適切に取り扱い、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供いたしません。

石川県労働委員会事務局
石川県金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎18階）
076-225-1881
ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp
石川県労働委員会